

令和 5 年度の事業報告書

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

法人名 特定非営利活動法人
広島県就労支援事業者機構

1 事業の成果

・以下の事業を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位:千円)
①犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者の増加を図る事業	・広島県就労支援事業者機構並びに就労支援事業への理解と協力を求めるため、関係機関および広島県内の事業所等を訪問した。	(A)令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで (B)関係機関等 (C)12 名	(D)犯罪者等 (E)不特定多数	1,648
②犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをハローワーク等に伝達する事業	・各地区の保護司や更生保護施設等からの就労支援の依頼に対し、保護観察対象者等とハローワークなど職業斡旋機関へ訪問し、適宜、助言を受けた。	(A)令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで (B)ハローワーク等 (C)12 名	(D)犯罪者等 (E)108 名程度	3,274
③協力雇用主に犯罪者等の就労の受入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し、それをハローワーク等に伝達する事業	・協力雇用主へ就労の受入れを打診し、保護観察対象者等とハローワークなど職業斡旋機関へ訪問し、適宜、助言を受けた。	(A)令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで (B)雇用主等・ハローワーク等 (C)12 名	(D)犯罪者等 (E)53 名程度	2,588

④協力雇用主が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成事業	・保護観察対象者等を雇用した協力雇用主に給与支払いの助成を行った。 ・保護観察対象者の就労を促進するため就労体験セミナーを行い、それに係る費用を助成した。	(A)令和5年4月1日～令和6年3月31日まで (B)協力雇用主等 (C)12名	(D)雇用協力事業者、保護観察対象者他 (E)10社 9名	1,042
⑤協力雇用主が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業	・協力雇用主が保護観察対象者等を雇用することが決定した際に身元保証制度の説明を行った。	(A)令和5年4月1日～令和6年3月31日まで (B)協力雇用主等 (C)12名	(D)雇用協力事業者 (E)34社	607
⑥犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業	・広島県就労支援事業者機構並びに就労支援事業への理解と協力を求めるため、新しいパンフレットと機関紙を作成し、関係機関および広島県内の事業所等を訪問するなどし、広く広報した。 また、ホームページも逐一更新した。	(A)令和5年4月1日～令和6年3月31日まで (B)関係機関等 (C)12名	(D)犯罪者等 (E)不特定多数	1,080

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位:千円)

(備考)

- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。